

鳥取県公安委員会告示第4号

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）第3条第1項の規定に基づき、指定団体から事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、同規則第11条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月8日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
鳥取県自転車軽自動車商協同組合	米子市米原七丁目8-50	平成22年7月27日